

船舶事故調査報告書

平成27年12月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成27年7月27日 13時45分ごろ
発生場所	広島県尾道市福田港 海老港西防波堤灯台から真方位144.5° 1,800m付近 （概位 北緯34°22.8′ 東経133°16.4′）
事故の概要	旅客船ニューびんごは、広島県尾道市福田港で着棧操船中、旅客2人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成27年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ニューびんご、28トン 131783、備後商船株式会社 19.90m×4.70m×2.01m、軽合金 ディーゼル機関、419kW、平成元年12月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 29歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成25年4月15日 免状交付年月日 平成25年4月15日 免状有効期間満了日 平成30年4月14日 旅客 ₁ 女性 81歳 旅客 ₂ 男性 83歳
死傷者等	軽傷 2人（旅客 ₁ 及び旅客 ₂ ）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客 ₁ 及び旅客 ₂ ほか旅客9人を乗せ、広島県尾道市海老漁港（満越）を出港して福田港へ向かった。 船長は、福田港の棧橋に左舷着けするため、同棧橋の約100m手前で機関を中立運転として約3～4ノットの対地速力とし、約35°の進入角度で棧橋に接近した。 船長は、風がいつもより強かったので、船体を棧橋から約2m離し

	<p>て船体を棧橋と平行にしてから着棧させようと、棧橋に接近して右舷を取り、機関を後進にかけたのち中立運転としたところ、右舷船首方からの風に圧流されて棧橋に接近し、左舷船尾部が棧橋に強く当たった。</p> <p>本船は、着棧時の船体動揺で、平成27年7月27日13時45分ごろ、下船のために後部甲板の中央部で立っていた旅客₁及び旅客₂が転倒し、旅客₁が後部甲板左舷船首側にあるトイレのドアの蝶番部で頭部を負傷し、旅客₂が床等で胸部及び背部を打撲した。</p> <p>旅客₁は、同乗していた診療所の職員に付き添われて広島県尾道市百島の診療所へ行き、頭頂部挫創と診断され、また、旅客₂は、後日、胸部に痛みがあったので同診療所で受診した結果、全治2週間の肋骨骨折等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 後部甲板の状況、写真3 旅客₁の転倒時の状況、写真4 旅客₂の転倒時の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>旅客₁及び旅客₂は、下船のために客室から後部甲板上に出た際、付近の手すりを持って身体を保持していたが、着棧前、すぐに下船できるよういつものとおり同甲板の中央部付近へ移動し、構造物等につかまるなどせずに立っていた。</p> <p>旅客₁及び旅客₂は、客室を出る際、客室出入口ドアに掲示してあった着棧する際に衝撃を生じる場合があるので完全に着岸するまでは席を立たないようにという入港時の転倒防止に関する注意書きを見ていなかった。</p> <p>本船の後部甲板上にいた他の旅客は、着棧時、近くの手すり及び構造物等につかまっていた。</p> <p>船長及び乗組員は、荒天時を除き、安全に着棧できていたので事前にマイク等による入港時の転倒防止に関する注意喚起を行っていなかった。</p> <p>船舶所有者は、入港時の転倒防止に関する注意書きを客室内に掲示するよう各船に指示していたが、マイク等による注意喚起の判断については、船長に任せていた。</p> <p>安全管理規程（作業基準を含む。）には、入港時の転倒防止に関する事項が規定されていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、福田港で着棧操船中、左舷船尾部が棧橋に接触して船体が動揺した際、旅客₁及び旅客₂が、後部甲板上で構造物等につかまるなどせずに立っていたことから、旅客₁及び旅客₂が転倒して負傷し</p>

	<p>たものと考えられる。</p> <p>旅客₁及び旅客₂は、入港時の転倒防止に関する注意書きを読んでおらず、また、マイク等で入港時の転倒防止に関する注意喚起が行われていなかったことから、構造物等につかまるなどせずに立っていたものと考えられる。</p> <p>船長及び乗組員は、安全に着棧できると思っていたことから、入港時の転倒防止に関する注意喚起をマイク及び口頭により旅客に対して行わなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、福田港において、着棧操船中、左舷船尾部が棧橋に接触して船体が動揺した際、旅客₁及び旅客₂が、後部甲板上で構造物等につかまるなどせずに立っていたため、旅客₁及び旅客₂が転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船舶所有者は、本事故後、所属の旅客船に対し、入港時、事前にマイク等で入港時の転倒防止に関する注意喚起を行わせるようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、着棧操船等を行う際、風潮流の影響を適切に考慮すること。 ・ 船長及び乗組員は、入港時、マイク等で入港時の転倒防止に関する注意喚起を行うこと。 ・ 船舶所有者は、乗組員に対し、入港時の転倒防止に関する注意事項について周知徹底すること。 ・ 旅客は、入港時、船体動揺等があるので、入港作業が終了するまで着席しておくか、又は、立ち席の場合には、構造物等につかまるなどして身体を保持しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

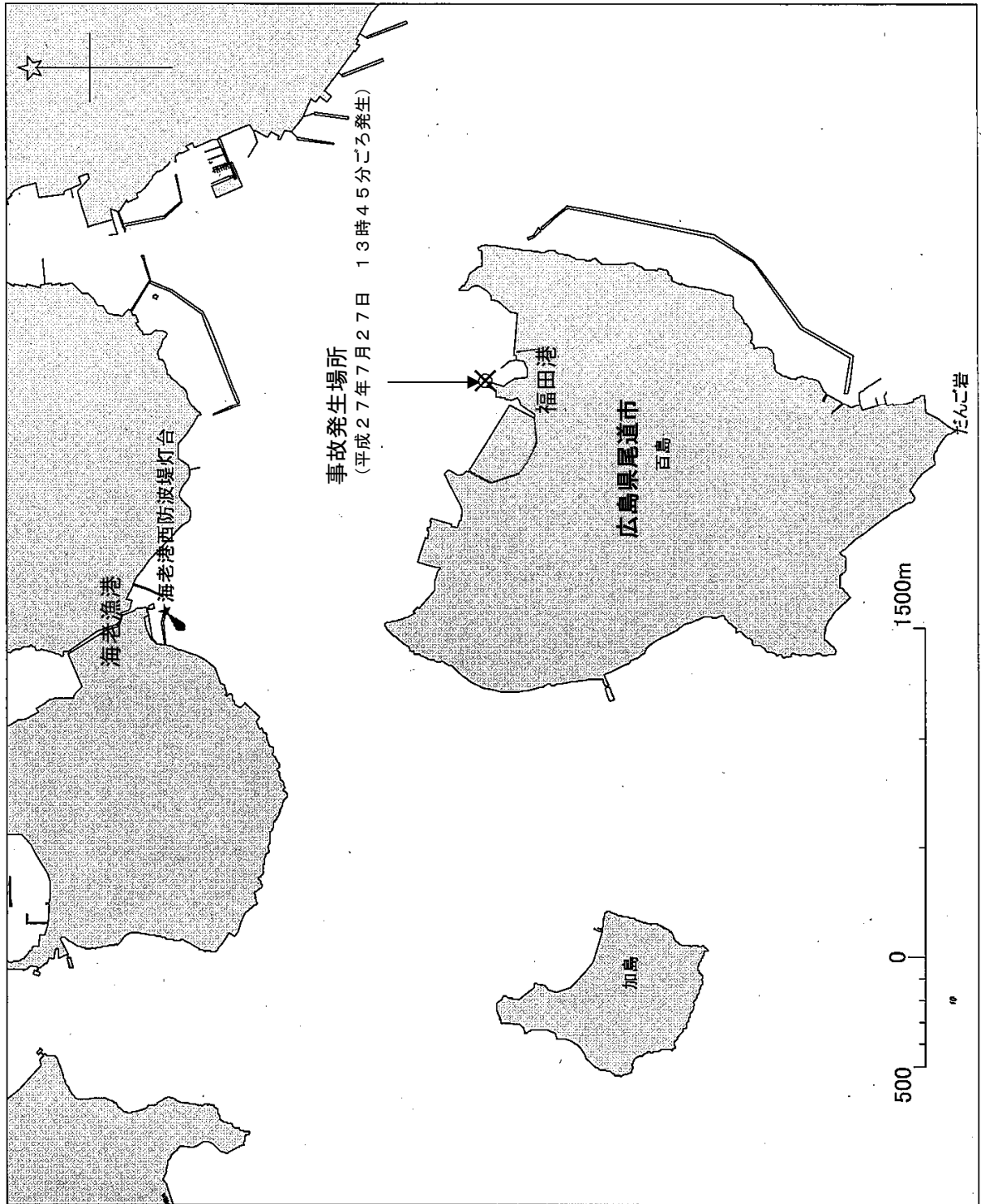


写真1 本船の状況



乗下船口

写真2 後部甲板の状況

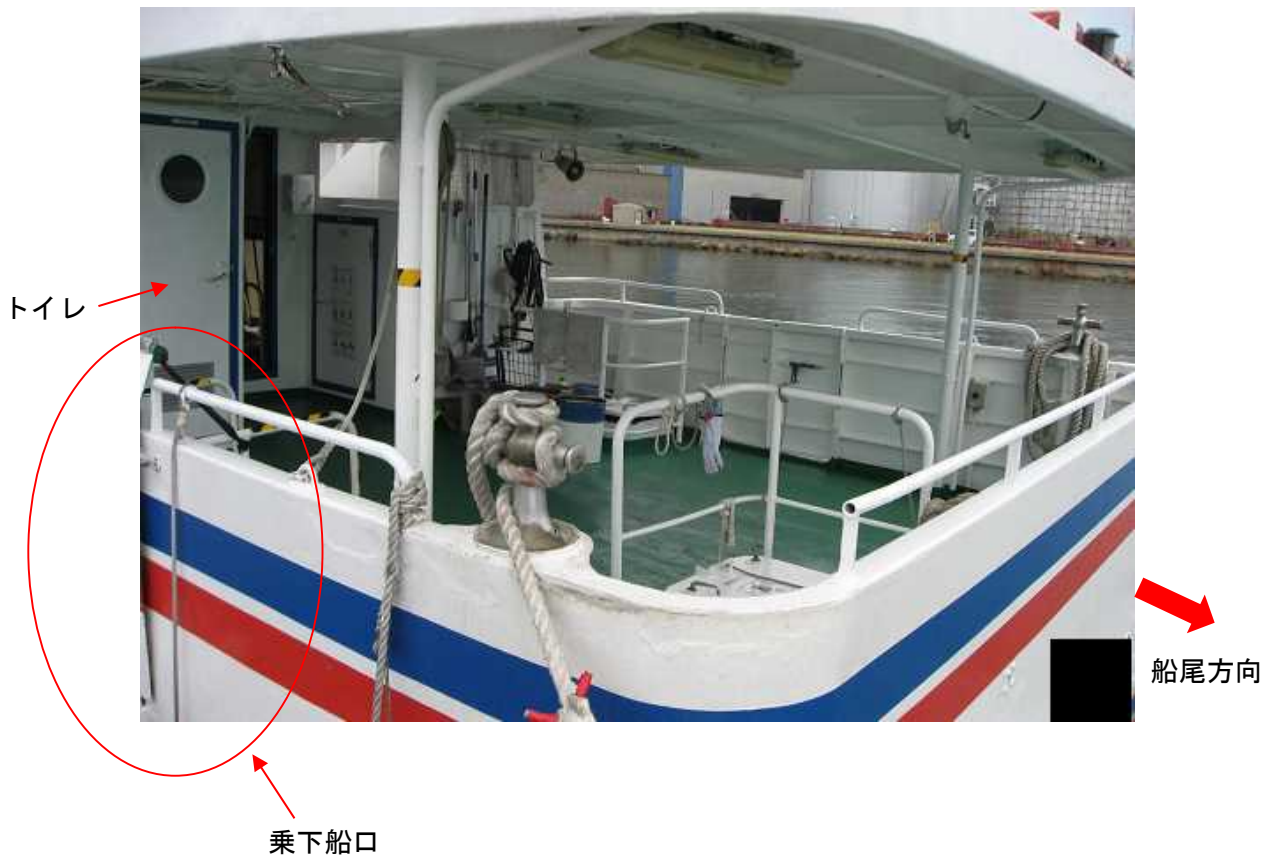


写真3 旅客₁の転倒時の状況



トイレのドアの蝶番

旅客₁ (代わりの者)

写真4 旅客₂の転倒時の状況



乗下船口

旅客₂ (代わりの者)